

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を監視化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定 監視番号
に基づき、監視化学物質として指定した化学物質の名称

39 α-（ジフルオロメチル）-ω-（ジフルオロメトキシ）ポリ〔オ（6）-1849
キシ（ジフルオロメチレン）／オキシ（テトラフルオロエチレン）
〕（分子量が500以上700以下のものに限る。）